平成２８年（再イ）第８７号
神奈川県平塚市公所404番地の15
再生債務者　上野　大介
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成29年６月28日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再口）第７号
埼玉県所沢市大字中富1624番地の21
再生債務者　染野　薫
１　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年７月18日まで
４　一般異議申述期間　平成29年８月１日から平成29年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再口）第２号
京都市左京区一乗寺西杉ノ宮町44番地６
再生債務者　岡崎　隆介
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年７月26日まで
４　一般異議申述期間　平成29年８月２日から平成29年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再口）第１００６２号
東京都葛飾区堀切３－２－23
再生債務者　永堀　浩
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年７月18日まで
平成29年６月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再口）第５号
山形市西崎283番地の12
再生債務者　南方　修
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年７月20日まで
４　２の書面の提出期間　平成29年７月20日まで
平成29年６月29日　山形地方裁判所民事部

平成２９年（再口）第２号
神奈川県小田原市下堀８番地の10
再生債務者　狩野窪浩幸
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年７月20日まで
平成29年６月29日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２９年（再口）第１号
北海道士別市東丘３丁目３番65号
再生債務者　松本　宏教
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年７月27日まで
平成29年６月29日　旭川地方裁判所名寄支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再口）第６号
札幌市厚別区厚別東３条２丁目１番10―506号
再生債務者　渡部　晃士
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月29日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２９年（再口）第７号
大阪府四條畷市岡山２丁目５番７号
再生債務者　東本成由こと　鄭　成由
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成29年６月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成29年６月28日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年八月九日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年二月二十二日
掲載頁　四十八頁（号外第三十五号）
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
(丙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年七月七日
東京都葛飾区青戸二丁目二一番二号
(甲)　株式会社中原企画設計
代表取締役　中原　正行
東京都葛飾区青戸二丁目二一番二号
(乙)　有限会社タニゼン商事
代表取締役　中原　正行
東京都葛飾区青戸二丁目二一番二号
(丙)　有限会社ハナ管財
代表取締役　中原　公子

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年三月十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年四月二十四日
掲載頁　五十頁（号外第八十九号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十七日
掲載頁　八十八頁（号外第一三七号）
平成二十九年七月七日
東京都文京区本郷三丁目四番一号
(甲)　株式会社栗原
代表取締役　栗原　重和
埼玉県熊谷市池上八〇〇番地
(乙)　株式会社アイジーテック
代表取締役　織原　珍夫

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年八月二十日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年七月二十一日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十九年八月十日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十二日
掲載頁　二九五頁（号外第一三三号）
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年七月七日
富山市柳町一丁目三番七号
(甲)　大洋商事株式会社
代表取締役　片桐　朝毅
富山市柳町一丁目三番七号
(乙)　大洋化成有限会社
取締役　片桐　朝毅

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月三十日
掲載頁　二三三頁（号外第一四一号）
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年七月七日
京都市伏見区御堂前町六二一番地
(甲)　株式会社ｓｈｉｏｒｉｙａ
代表取締役　長谷川克明
京都市伏見区御堂前町六二一番地
(乙)　有限会社Ｆｉｖｅ
代表取締役　西土　菜生

第55期決算公告
平成29年６月７日
東京都武蔵野市中町一丁目19番３号
武蔵野ＹＳビル２Ｆ
株式会社タツノコプロ
代表取締役社長　桑原　勇蔵
貸借対照表の要旨（平成29年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,458,317
	固定資産	101,691
	合計	1,560,008
負債及び純資産の部	流動負債	501,662
	固定負債	27,765
	株主資本	1,030,582
	資本金	20,700
	利益剰余金	1,009,882
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	1,002,882
	（うち当期純損失）	(35,228)
	合計	1,560,008